

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃				
税 目	法人税（法人税法第 8 条、84 条等）				
要 望 の 内 容	<p>企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1489 994"> <tr> <td data-bbox="874 875 1222 994">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 875 1489 994">- 百万円 （ 222,400 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ 222,400 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ 222,400 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的                  企業年金等は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力に基づき、比較的自由的な制度設計を行うことが可能な制度として、制度創設以来、順調に普及してきている。                  少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていくことが急務である。                  企業年金に関する税制の基本は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除の対象）となっている。平成 11 年度から課税凍結中（平成 22 年度が課税凍結期限）の特別法人税の撤廃により、企業年金等の一層の普及を図るものである。</p> <p>(2) 施策の必要性                  特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して、課税される。                  そのため、特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があり、企業年金等の普及の大きな障害要因となる。運用時の特別法人税課税を廃止し、制度の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>確定給付企業年金法及び確定拠出年金法において、所得税、法人税、相続税並びに道府県民税及び市町村民税の課税について必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>1. 経済産業政策 01 産業人材</p>
		政策の達成目標	国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	企業年金等の普及する
		政策目標の達成状況	現在、特別法人税の課税凍結により、事業主、勤労者への負担を抑えつつ企業年金等の加入者数が増加しており、着実に制度の健全な育成を図っている。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の積立金等を受託する機関（主に生命保険会社、信託会社等約）に適用され、企業年金等加入者約1570万人に影響を与える。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	企業年金等の積立金の確保が図られることにより、国民の老後の所得保障の充実とともに勤労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。現状の低金利な運用状況下で特別法人税が課税されると、年金資産運用に著しい影響が生じる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	企業年金等については、事業主拠出時の損金算入、給付時の公的年金等控除等、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	(該当無し)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	(該当無し)
要望の措置の妥当性		現状の低金利な運用状況下で特別法人税が課税されると、年金資産運用に著しい影響が生じる。特別法人税の撤廃により、公的年金の上乗せ年金である企業年金等の普及が促進され、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進され、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新規要望
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	新規要望
	前回要望時の達成目標	新規要望
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新規要望
これまでの要望経緯	平成16年度、17年度及び20年度税制改正要望において、新設要望。	